

# 日本における IFRS 第 5 号の 分析と導入の課題

井 上 修

## 第 1 節 はじめに

本論の目的は、日本において将来的に IFRS 第 5 号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」(Non-current Assets Held for Sale and Discontinued Operations) を導入する際の課題について、会計基準に対する考察と事例及びデータ分析を通じて明らかにしていくことである。

国際的な会計基準では、「非継続事業の区分表示」は古くから存在しており、長い間適用され続けている歴史がある。米国基準では、1973 年に公表された APB 第 30 号「経営成績の報告」から規定され<sup>1)</sup>、国際会計基準では、1998 年に IAS 第 35 号「廃止事業」が公表され、2004 年の改正で「売却目的保有の非流動資産の区分表示」が加わり、IFRS 第 5 号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」となっている<sup>2)</sup>。

---

1) なお、APB 第 30 号よりも古い ARB 第 51 号「連結財務諸表」(ARB 1959) において、非継続事業の区分表示に関連する規定が言及されていた。すなわち、「子会社への投資が年度中に処分される場合、連結損益計算書から子会社の事業の詳細を省略し、処分前に子会社の利益のうち親会社の持分に相当する部分を損益計算書の独立の項目として表示することが望ましい (par.12)。」という記述が存在していた。

2) 従来の IAS 第 35 号「Discontinuing Operations」については、「廃止事業」と訳されていたが、IFRS 第 5 号「Discontinued Operations」については、「非継続事業」と訳されることが一般的である。

現行の日本の会計基準では、「売却目的保有の非流動資産の区分表示」や「非継続事業の区分表示」は規定されていないため、日本と国際的な会計基準との重要な差異の一つであると考えられる。この点、2009年7月10日に企業会計基準委員会（ASBJ）より公表された「財務諸表の表示に関する論点整理」において、情報の有用性と財務諸表作成者の負担とを比較考量して、今後IFRS第5号の導入を検討していくことが明記されている（ASBJ 2009）。国際的な会計基準とのコンバージェンスが今後も加速すると予想されるため、当規定に対する考察は重要であると考えられる。そこで、日本の会計基準に将来的に導入される可能性があることを想定して、IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」に対する考察や事例分析を通じて、その導入に際しての問題点や課題を提示していく。

本論の構成は以下の通りである。第2節においてIFRS第5号の規定の概要を検討し、日本との相違を比較する。第3節において日本のIFRS適用企業におけるIFRS第5号の事例を分析し、第4節で「非継続事業からの利益」に関するデータを分析し、非継続事業からの利益と業績との関連性を比較分析していく。最後に第5節において日本におけるIFRS第5号を導入の課題を明らかにしていく。

## 第2節 現行のIFRS第5号の概要

IFRS第5号は、国際会計基準審議会（IASB）と米国財務会計基準審議会（FASB）との短期コンバージェンス・プロジェクトの一環として、米国基準のSFAS第144号「長期性資産の減損または処分に関する会計処理」を取り入れ、それと同時にIAS第35号「廃止事業」として存在していた従来基準を置き換え、2004年にIFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」として公表した基準である。以下に簡潔に改正等の経緯を示して

図表 1 IFRS 第 5 号の経緯

1998 年 6 月	IAS 第 35 号「廃止事業」( <i>Discontinuing Operations</i> ) の公表
2003 年 7 月	公開草案第 4 号「非流動資産の処分および非継続事業の表示」( <i>Disposal of Non-current Assets and Presentation of Discontinued Operations</i> ) の公表
2004 年 3 月	IFRS 第 5 号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」( <i>Non-current Assets Held for Sale and Discontinued Operations</i> ) の公表
2008 年 5 月	子会社の支配持分の売却に関する規定の明確化
2008 年 11 月	IFRIC 17 を受けた改正：所有者に対する非現金資産の分配
2009 年 4 月	関連会社または共同支配企業への投資を売却目的保有に分類する場合を明記
2014 年 9 月	非流動資産を売却目的保有から所有者への分配目的保有（またはその逆）に再分類する場合、または分配目的保有会計が中止される場合の具体的なガイダンスを導入

おく。

IFRS 第 5 号の特徴は、1. 売却保有目的で保有する資産について、帳簿価額と売却コスト控除後の公正価値のいずれか低い方で測定し、売却目的保有に分類されている間は減価償却を実施せず、財政状態計算書において他の資産と区別して表示すること、2. ①当該売却保有資産を公正価値で評価した場合の評価損益、及び、②廃止事業に関する損益について、包括利益計算書において他の損益（継続事業からの当期利益）と区分して表示することである。IFRS 第 5 号は、1. 売却保有資産に関する貸借対照表面の特徴と 2. 非継続事業からの当期利益に関する損益計算書面の特徴が存在するといえる。本論では特に、2. ②非継続事業における損益計算書面の相違に着目していく。なぜなら、日本において同じく区分表示される特別損益が IFRS における非継続事業と関わりが深いと考えられるからである。なお、損益計算書における日本と IFRS の相違を示すと以下ようになる。

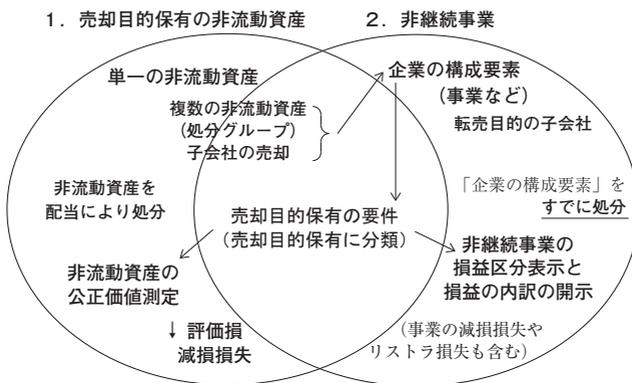
図表2 損益計算書の相違

我が国	IFRS
売上高 売上原価 売上総利益 販売費及び一般管理費 営業利益 営業外利益 営業外費用 経常利益 特別損失 特別利益 税引前当期純利益 法人税等調整額 当期純利益 その他の包括利益 包括利益	収益 売上原価 販売費 管理費 その他の費用 金融費用 関連会社からの持分法投資損益 税引前利益 <b>非継続事業からの利益（損失）</b> 当期利益 当期税引後その他の包括利益 当期包括利益合計額

まず、現行の IFRS 第 5 号を理解するために、1. 売却保有目的で保有する資産に関する規定と、2. 非継続事業の規定について概観する。なお、本文中の括弧内における条文番号は断りがない限り、IFRS 第 5 号の条文番号を指し、和訳に関しては ASBJ (2019) を参考にしている。

IFRS 第 5 号は、「売却目的で保有する非流動資産」と「非継続事業」が分かれて構成されている。しかし、売却されるのが単一の資産であっても事業であっても同じ方法で処理されるべきと考えられるため、両者は同じ基準内で共通する考え方に基づいている。両規定の関係を図示すると以下のようになる。

図表 3 売却保有目的資産と非継続事業の規定の関係

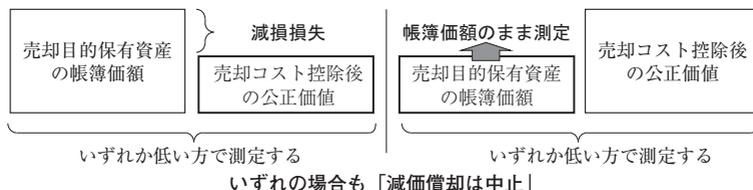


### 1. 売却保有目的資産

#### (1) 売却目的保有の会計処理

非流動資産（または処分グループ）の帳簿価額が、継続的使用ではなく主に売却取引により回収される場合は、当該資産または処分グループを「売却目的保有」に分類する（IFRS No.5 par.6）。売却目的保有に分類された資産は、帳簿価額と売却コスト控除後の公正価値を比較し、いずれか低い方で測定する（par.15）。公正価値の方が低い場合は、帳簿価額との差額を「減損損失」として認識する（par.20）。これは、もともと米国において減損会計の規定の一部であったことが背景にある。

図表 4 売却目的保有資産の測定



(2) 売買目的保有の要件

売買目的保有に分類される非流動資産（または処分グループ）は、以下の3つの要件を満たす必要がある（par.7,13）。

- (a) 当該資産（または処分グループ）の売却取引について通常かつ慣例的に課される条件のみに基づき、現状のままですぐに売却可能でなければならない。
- (b) 売却の可能性が非常に高くなければならない。
- (c) 廃棄ではなく、実際に売却されなければならない。

(3) 貸借対照表上の表示

売却目的保有に分類された非流動資産または処分グループに含まれる資産及び負債は、財政状態計算書（貸借対照表）上、他の資産及び負債と区分して表示する（par.38）。この点、売買目的保有の非流動資産を独立して分類することは、実務負担が大きく、複雑さをもたらし、経営者の意図の要素をその会計処理に織り込むことになる点が議論されたが（BC15）、処分予定の資産、資産グループ及び負債に関する情報を提供することは財務諸表利用者によって有用であると結論を下した。そうした情報は、利用者が将来キャッシュ・フローの時期、金額と不確実性を評価するのに役立つとされている（BC16）。

売却目的保有に分類された資産及び負債の主要な種類については、原則として財政状態計算書または注記のいずれかにおいて区分して開示しなければならない（par.38）。さらに、非流動資産（または処分グループ）が売却されたかまたは売却目的保有に分類された期間における財務諸表の注記に詳細な情報の開示が求められる（par.41）<sup>3)</sup>。

図表 5 売却目的保有資産の表示

<p>【流動資産】</p> <p style="text-align: center;">現 金</p> <p style="text-align: center;">⋮</p> <p>→ 売却目的で保有する非継続資産</p> <p>【非流動資産】</p> <p style="text-align: center;">建 物</p> <p style="text-align: center;">機械設備</p> <p style="text-align: center;">(土 地)</p> <p style="text-align: center;">⋮</p>	<p>【流動負債】</p> <p style="text-align: center;">買 掛 金</p> <p style="text-align: center;">⋮</p> <p>売却目的で保有する資産に関連する負債 ←</p> <p>【非流動負債】</p> <p style="text-align: center;">社 債</p> <p style="text-align: center;">(長期借入金)</p> <p style="text-align: center;">繰延税金負債</p> <p style="text-align: center;">⋮</p>
---	---

なお、2011 年の改正によって、非流動資産を株主に分配することを決定した際にも IFRS 第 5 号を適用することとなる (par.5A,44D)。

#### (4) 処分グループの意味

企業は、資産のグループを直接それに関連する負債とともに単一の取引によって同時に処分することがある。このような処分グループは、①資金生成単位のグループ、②単一の資金生成単位、あるいは③資金生成単位の一部である場合がある (par.4)。この②の処分グループは、減損会計における「キャッシュ・フローを生み出す最小単位」となるが、①のようにそれよりも大きな単位（最小単位の集まり）や、③最小単位よりもより小さい単位が処分グループとして考えられる<sup>4)</sup>。

3) 具体的には、(a)非流動資産（または処分グループ）の説明、(b)売却又は処分予定に至った事実及び状況、並びに当該処分の予想される方法及び時期の説明、(c)売却目的に分類した資産（または処分グループ）の売却コスト控除後の公正価値に基づく減損損失又はその戻入に伴って認識した利得又は損失、及び、損益計算書で区分表示していない場合には、当該利得又は損失を含む損益計算書の表示科目、(d)該当がある場合、非流動資産（または処分グループ）が IFRS 第 8 号「事業セグメント」に従って表示されている報告セグメントについて開示が求められる。

図表6 処分グループの解釈

- 処分グループ
- ①資金単位の生成グループ（減損の単位の集合）
  - ②単一の資金生成単位（減損の単位）  
↑（遊休資産を売却する場合など）
  - ③資金生成単位の一部（減損の単位の一部）

また、企業が子会社の支配の喪失を伴う売却契約を確約しており、売買目的保有への分類要件を満たす場合には、当該子会社のすべての資産及び負債を売却目的保有に分類しなければならない（par.5.8A）。支配の喪失を伴う子会社の売却以後は、連結対象から除かれることとなるが、売却する前の段階でその決定がなされた場合であっても、当該子会社は未だに連結対象となる。したがって、当該売却の決定がなされた段階で、他の継続事業の資産及び負債とは区別して表示することで有用な情報が提供される。

なお、実務上は、基準に示されていないものであっても、「本来、売却目的で保有しない非流動資産」を売却する場合には基本的にIFRS第5号に従って「売却目的保有の非流動資産」に分類する<sup>5)</sup>。例えば、持分適用会社の持分の売却が挙げられる。

---

4) ②単一の資金生成単位は、減損の単位である「独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位」を意味し、経営管理上の事業区分を基準に設定される。①資金生成単位のグループは②の集合となるため、例えば、「共用資産」や「のれん」が配分されるようなより大きい事業単位が考えられる。通常、報告事業セグメント単位以下の大きさとなる。③資金生成単位の一部は、特定の製品ラインや特定の地域などが考えられる。なお、遊休資産を売却する場合には、資金生成単位の一部といえるが、それ自体が一つの資金生成単位（減損の単位）となるため、②単一の資金生成単位として扱われる。

5) ただし、次の非流動資産にはIFRS第5号を適用しない（par.5）。繰延税金資産（IAS第12号「法人所得税」）、従業員給付により生じる資産（IAS第19号「従業員給付」）、IAS第39号「金融商品－認識及び測定」の範囲に含まれる金融資産、IAS第40号「投資不動産」の公正価値モデルに従って会計処理される非流動資産、IAS第41号「農業」に従って売却費用控除後の公正価値で測定される非流動資産、IFRS第4号「保険契約」で定義された保険契約における契約上の権利

## (5) 売却目的保有の記載事例

以下の図表は、IFRSを適用している「味の素株式会社」における記載事例<sup>6)</sup>を示したものである（形式については修正を入れている。）。まず、財政状態計算書（貸借対照表）においては、売買目的保有に分類される非流動資産及び非流動負債が独立した科目で掲記されている。なお、本ケースの場合、時価評価される長期金融資産の評価差額が資本に計上されている。

図表7 味の素株式会社における記載例（財政状態計算書）

資 産		負 債	
流動資産		流動負債	
現金及び現金同等物	153,725	仕入債務及びその他の債務	183,276
売上債権及びその他の債権	194,270	短期借入金	10,989
その他の金融資産	16,526	1年内返済予定の長期借入金	13,089
棚卸資産	185,036	その他の金融負債	5,935
未収法人所得税	8,095	短期従業員給付	37,273
その他の流動資産	13,944	引当金	6,560
小 計	571,599	未払法人所得税	9,549
<b>売却目的保有に分類される</b>		その他の流動負債	11,510
<b>処分グループに係る資産</b>	<b>19,568</b>	小 計	278,185
流動資産合計	591,167	<b>売却目的保有に分類される</b>	
		<b>処分グループに係る負債</b>	<b>13,571</b>
非流動資産		流動負債合計	291,756
:		非流動負債	
		:	
		資 本	
		資本金	79,863
		資本剰余金	3,266
		自己株式	△ 2,361
		利益剰余金	595,311
		その他の資本の構成要素	△ 65,521
		<b>売却目的保有に分類される</b>	
		<b>処分グループ</b>	<b>△ 16</b>
		:	

（出所）味の素株式会社 2019年3月期有価証券報告書を参考に作成

6) 味の素では、2019年3月期に、物流事業を手がける子会社の味の素物流株式会社について、大手食品企業と共同で新しい物流会社を設立し、当該新会社に吸収合併される形で支配を喪失した。そこで、2019年3月期より、子会社の味の素物流株式会社の資産及び負債を売却目的保有に分類される処分グループに分類し、物流事業を非継続事業に分類している。

図表 8 味の素株式会社における記載例（売買目的保有の注記）

売却目的保有に分類される処分グループに係る資産		売却目的保有に分類される処分グループに係る負債	
現金及び現金同等物	4,799	仕入債務及びその他の債務	5,446
売上債権及びその他の債権	4,208	その他の金融負債（流動）	1,435
その他の金融資産	0	短期従業員給付	1,785
棚卸資産	113	引当金（流動）	73
未収法人所得税	660	未払法人所得税	31
その他の流動資産	398	その他の流動負債	253
有形固定資産	5,924	その他の金融負債（非流動）	1,059
無形資産	391	長期従業員給付	3,155
持分法で会計処理される投資	160	引当金（非流動）	331
長期金融資産	1,250	負債合計	13,571
繰延税金資産	1,624		
その他の非流動資産	35	<b>売却目的で保有する資産に関連する資本</b>	
資産合計	19,568	その他の資本	△ 16

（出所）味の素株式会社 2019 年 3 月期有価証券報告書を参考に作成

さらに、注記事項として売却目的保有に分類される処分グループの内訳項目が以下のように開示されている。子会社を売買目的保有に分類しているため、企業全体の勘定科目が処分の対象となるため、財政状態計算書（貸借対照表）に与える影響は非常に大きいといえる。

## 2. 非継続事業

### (1) 非継続事業の定義

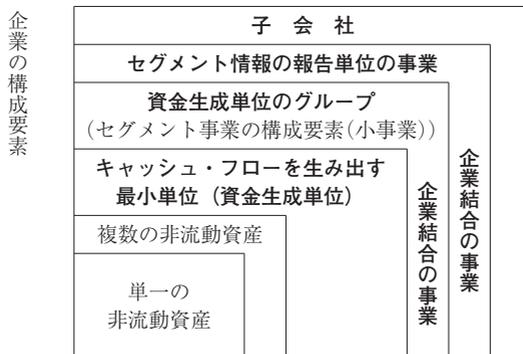
非継続事業とは、処分されたかまたは売却目的保有に分類された「企業の構成要素」であり、次のいずれかに該当するものである（par.32）。

- (a) 独立した主要な事業分野または営業地域を表す。
- (b) 独立した主要な事業分野または営業地域を処分する統一された計画の一部である。
- (c) 転売することのみのために取得した子会社である。

## (2) 企業の構成要素の意味

「企業の構成要素」とは、当該企業の営業活動上及び財務報告上の目的のために、企業の他の部分から、明確に区別できる営業及びキャッシュ・フローをいう。言い換えると、企業の構成要素とは、継続使用にある資金の生成単位またはグループとなる（par.31）。この資金の生成単位は、IAS 第 36 号「資産の減損」と同じであり、「他の資産または資産グループからのキャッシュ・フローとはおおむね独立したキャッシュ・フローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位（Appendix A）」となる<sup>7)</sup>。事業セグメントの報告単位の範囲内で設定され、子会社が支配の喪失を伴って売却される場合、非継続事業の定義に該当する場合には、当該子会社全体に非継続事業の規定（par.33、本文(2)参照）が適用される。

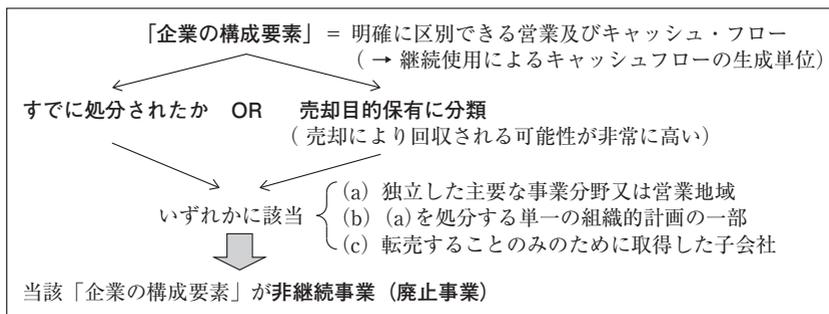
図表 9 企業の構成要素の解釈



以上より、「企業の構成要素」が「処分されたかまたは売却目的保有に分類」され、「上記3つのいずれかに該当」すれば、当該「企業の構成要素」が非継続事業（廃止事業）に分類される<sup>8)</sup>。

7) 単一の非流動資産は、売却目的保有の非流動資産となり得るが、実務上、非継続事業となることは基本的にはあり得ない。

図表10 非継続事業の分類



例えば、ある処分グループが、企業の構成要素に該当し、かつ、売却目的保有の分類要件を満たし、さらに、上図(a)から(c)の3つの要件のいずれかに該当すれば、売却目的保有であると同時に非継続事業となる<sup>9)</sup>。相違する点は、非継続事業に該当する場合には、損益に関する開示が求められるという点である。すなわち、損益計算書において非継続事業による損益が区分表示され、「事業」としての損益の内訳の開示が求められる。逆にいうと、「事業」としての損益の内訳の開示ができる単位であることが「非継続事業」の要件と考えればわかりやすいであろう。この点が(a)から(c)の非継続事業の要件と

8) 2008年9月25日に、IASBから公表された公開草案「廃止事業－IFRS第5号の改訂案」では、IASBとFASBのコンバージェンス・プロジェクトの一環として、廃止事業の定義を見直し、次のように定義付けた。すなわち、企業の構成要素のうち、①IFRS第8号「事業セグメント」で定義されている事業セグメントのうち、処分されたもの又は売却目的保有として分類されているもの、または、②IFRS第3号「企業結合」(2008年改訂版)で定義されている事業のうち、取得時に売却目的保有に分類されているものの、いずれかの要件を満たすものとして定義した。この経緯を踏まえると、現行のIFRS第5号の非継続事業(廃止事業)の定義も、基本的にはセグメント報告単位事業や、企業結合における「事業」の単位が基本にあると考えられる。

9) 非継続事業に分類するタイミング(時期)は、企業が拘束力のある売却契約を締結する、または、取締役会が正式な処分計画を承認し発表するなどが考えられる(IFRS5, BC61)。

関わってくる。なお、この要件を満たさない「企業の構成要素」は、売買目的保有の要件を満たす限り、公正価値による再測定と減損損失の計上が求められる。

### (3) 非継続事業の要件

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>(a) 独立した主要な事業分野または営業地域</li><li>(b) 独立した主要な事業分野または営業地域を処分する統一された計画の一部</li><li>(c) 転売することのみのために取得した子会社</li></ul> |
|--|

#### (a) 独立した主要な事業分野または営業地域

この要件は、「非継続事業」であることを決定するため、実質的に非継続事業の定義を意味する。しかし、「独立した主要な事業分野または営業地域」は具体的にどのように解釈されるのかという点については明確に示されていない。この点、2016年の解釈指針委員会（IFRIC）では、「この問題について追加的な説明を示すことはできない」としている（IFRIC 2016, p.6）。このことからわかるように、この要件の解釈は実務上の判断に委ねられることとなる。繰り返しになるが、非継続事業の定義を満たすと「事業」としての損益の内訳の開示が求められる。そのため、「事業」としての損益の内訳の開示ができることが、実務上の実質的な要件になっている。そのため、管理会計上の損益や意思決定における内部資料の存在も重要となる。実務上は、セグメント会計基準における事業セグメント<sup>10)</sup>を基礎とする事業単位や、地域別セグメント、製品及びサービス別セグメント、主要な顧客といったものが(a)の要件の基本となる（IASC1998, No.35, par.9）。なお、実際の適用例では「子会

社」単位で事業を行っていることが多く、この場合、「子会社」単位が独立した主要な事業に該当することとなる。

(b) 独立した主要な事業分野または営業地域を処分する統一された計画の一部

(a)で示されたセグメント単位の全体を処分廃止する計画の一部であっても非継続事業の要件を満たす場合がある。例えば、計画に従った段階的な処分などが考えられる。

(c) 転売することのみのために取得した子会社

この要件に該当する子会社には次のようなものがある。例えば、子会社が企業とは事業分野が異なり、子会社の処分が主要な事業分野の処分と同様である場合が考えられる (BC72(a))。また、子会社が、企業が特定の営業地域に特定の種類の営業活動体をあまりにも多く有することになった結果、規制当局により処分が要求される場合もある。この場合の子会社は実際の営業活動を行っている企業である必要がある (BC72(b))。処分グループか子会社かといった形態の相違によって、非継続事業に該当するかどうか異なるべきではないという考え方に基づいて 2007 年の改正で追加されたものである (BC77A)。

以上より、IFRS 第5号における非継続事業の規定は、前半部分の「売買目的保有」との関わりの中で規定され、非継続事業を特徴付ける概念が「企業の構成要素」ということになる。非継続事業は他と切り離され区分表示され

---

10) 現行のセグメント会計基準では、「マネジメント・アプローチ」を採用しているため、経営者が経営上の意思決定を行い、業績を評価するために、企業を事業の構成単位に分別した方法を基礎としたアプローチによって、非継続事業の単位を決定していくことになる。

ることから、企業の構成要素をどのように捉えるかは実務上、重要な問題である。しかし、「企業の構成要素」が示す内容は抽象的であるため、より具体的な解釈をするために、米国基準における「企業の構成要素」の扱いを見ていく。

#### （4）SFAS 第 144 号における「企業の構成要素」

米国では SFAS 第 144 号の導入前は、APB 第 30 号「経営成果の報告」において、「事業セグメント」が基本的な単位となっていた（APB 1973, pars.5, 27）。その後、SFAS 第 144 号の導入により、非継続事業の範囲を「事業セグメント」から「企業の構成要素」に広がった<sup>11)</sup>。IFRS 第 5 号はこの概念を取り入れたため、SFAS 第 144 号における「企業の構成要素」の意味が問題となる。

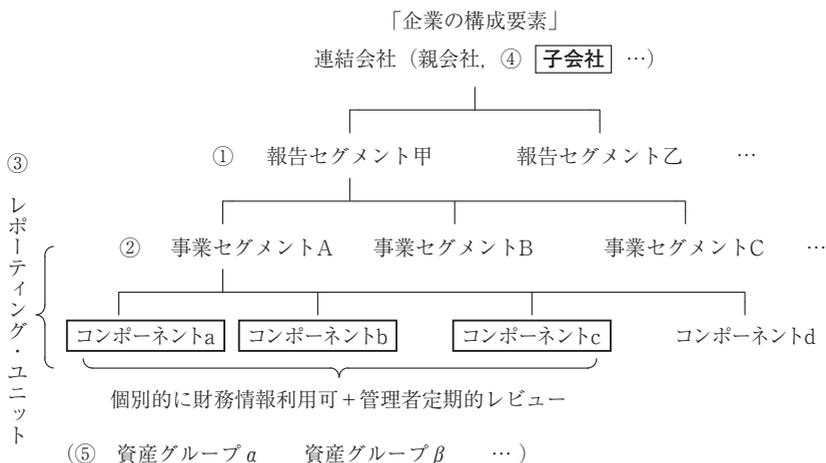
この点、IFRS 第 5 号では、この「企業の構成要素」について SFAS 第 144 号の扱いを紹介し、①報告対象セグメントと②事業セグメント（SFAS No.131, par.10）、③レポーティング・ユニット（SFAS No.142, par.30）、④子会社、⑤資産グループ（SFAS No.144, par.4）が該当する可能性があるとしている（BC59）。

ここで、③レポーティング・ユニットとは、「事業セグメントまたは事業セグメントの 1 つレベルが下で、「コンポーネント」と呼ばれるもの（SFAS No. 142, par.30）」とされる<sup>12)</sup>。なお、ここでの⑤資産グループは、文脈上、「コンポーネントより小さな単位」として扱うものとする。そして、実務上は、企

---

11) 米国における非継続事業の報告割合は、SFAS 第 144 号導入前は 7.7%であったが、SFAS 第 144 号導入後は 16.05%に増加したとされる（Barua et al. 2010）。しかし、その後、2010 年に IASB とのコンバージェンスのための改正が行われ、そこでは、非継続事業の頻繁な報告が問題視されている。それを受けて、2014 年の改正（ASU 2014-08）によって非継続事業の定義がより明確となり、改正以降は非継続事業の報告頻度が減少することが期待されている。このように、非継続事業に分類する要件をどのように設定するのかという点が、非継続事業の報告に強い影響を与えていることが伺える。

図表11 SFAS 第144号における「企業の構成要素」



業集団を構成する個々の連結子会社が事業セグメントを構成することを踏まえ、企業の構成要素を図示すると図表11のようになると考えられる。

#### (5) 非継続事業からの当期利益の開示

非継続事業については、企業は、次の事項を開示しなければならない (par.33)。比較財務諸表を作成している場合には、過去の期間についても非継続となった事業と関連するように比較損益計算書を再表示する必要がある (par.34)。なお、売却目的保有の非流動資産に関しては、IFRS 適用初年度は除き、比較貸借対照表を組替再表示することは認められない点に留意する必

12) ただし、コンポーネントは、個別的に財務情報が利用可で、経営管理者によって定期的レビューされていなければレポート・ユニットとならない。また、複数のコンポーネントは、同様の経済的特徴を有する場合は集約され、単一のレポート・ユニットと見なされる。さらに、事業セグメントは、そのコンポーネントのいずれもレポート・ユニットではなく、または、単一のコンポーネントのみで構成されていない場合において、そのすべてのコンポーネントが類似していれば、当該事業セグメントは、レポート・ユニットとみなされる (SFAS No.142,par.30)。

要がある（par.40）。

- ① 次の合計額からなる包括利益計算書上の単一の金額
  - (i) 非継続事業の税引後損益
  - (ii) 非継続事業を構成する資産または処分グループを、売却コスト控除後の公正価値で測定したことまたは処分したことにより認識した税引後の利得または損失
- ② ①の単一の金額の内訳（包括利益計算書もしくは注記により開示<sup>13)</sup>）
  - (i) 非継続事業の収益、費用、及び税引前損益
  - (ii) 関連する税金費用
  - (iii) 非継続事業を構成する資産または処分グループを、売却コスト控除後の公正価値で測定したこと、または処分したことにより認識した利得または損失
- ③ 非継続事業の営業活動、投資活動、財務活動に帰属する正味のキャッシュ・フロー<sup>14)</sup>
- ④ 親会社の所有者に帰属する継続企業及び非継続事業からの利益

上記の開示内容①及び②に関する理解を深めるために、図表 13 において非継続事業の損益と注記による内訳の開示に関する数値例を示す。

13) ただし、取得時に売却目的保有に分類する要件を満たしている新規に取得した子会社が処分グループである場合には、内訳は必要ない。

14) 脚注 2 と同じ。なお、本論はキャッシュ・フロー計算書における規定は触れないが、基本的には、損益計算書（包括利益計算書）における扱いと同じである。

図表 12 非継続事業の損益と注記による内訳の開示 (数値例)

包括利益計算書

	2018年度	2019年度
売上高	80,000	90,000
売上原価	70,000	75,000
売上総利益	10,000	15,000
販売費及び一般管理費	3,000	4,000
営業利益	7,000	11,000
持分法による投資損益	1,000	1,000
金融費用	(2,000)	(3,000)
税引前利益	6,000	9,000
税金費用	2,000	3,000
継続事業からの当期利益	4,000	6,000
非継続事業からの当期利益	(500)	250
当期純利益	3,500	6,250
親会社に帰属する純利益:		
継続事業からの純利益	3,200	4,800
非継続事業からの純利益	(500)	250
親会社持分に帰属する純利益	2,700	5,050
非支配株主に帰属する継続事業からの純利益	800	1,200
当期純利益	3,500	6,250

注 記

非継続事業の計算書		
	2018年度	2019年度
売上	5,000	400
売上原価	5,200	30
売上総利益	(200)	370
販売費及び一般管理費	200	50
営業利益	(400)	320
持分法による投資損益	10	-
金融費用	160	50
税引前利益	(550)	270
税金費用	(50)	20
当期純利益	(500)	250

#### (6) 非継続事業を区分表示する意義

財務諸表の利用者が行う経済的意思決定には、企業のキャッシュ・フローを生み出す能力を評価することが必要である。非継続事業（廃止事業）の業績について区分して表示することは、キャッシュ・フローを生み出す企業の継続的能力を評価する際に目的適合性のある情報を提供する（BC62）。すなわち、継続事業と非継続事業とでは見込まれるキャッシュ・フローが異なり、非継続事業から発生すると見込まれるキャッシュ・フローは限定的であるため、非継続事業は継続事業とは別の損益計算書上の区分で表示すべきである（BC76）。そこで、非継続事業と継続事業とを分離することにより、投資家、債権者、及びその他の財務諸表利用者の企業のキャッシュ・フロー、利益獲得能力及び財政状態を予測する能力が改善される（IASC1998 No.35, par.2）。

#### (7) 非継続事業の損益の認識及び測定

IFRS 第 5 号は、非継続事業に関連した資産及び負債の変動並びに収益、費用及びキャッシュ・フローの認識及び測定をいつ、いかにして行うかについて独自の規定を有していない。したがって、非継続事業の損益の認識及び測定については、他の IFRS の基準を参照することとなる。

影響が大きい会計基準としては、IAS 第 36 号「資産の減損」、IAS 第 37 号「引当金、偶発債務及び偶発資産」、IAS 第 19 号「従業員給付」などがあり、非継続事業と関連の深い「リストラクチャリング関連損失」をどのように扱うかという点が問題となる（IASC1998, IAS35, par.18,19）。非継続事業はリストラクチャリングの 1 つの形態であり、リストラクチャリングについては、IAS 第 37 号「引当金、偶発債務及び偶発資産」において定義されている（IASC1998, IAS35, par.20）。通常、事業廃止を決定した際には、将来において様々なリストラクチャリング関連損失が見込まれる。したがって、区分表示される非継続事業の損益にはリストラクチャリング関連損失が含まれる可

能性が高い。

また、事業を廃止する計画が承認されることは、非継続事業に属する資産が減損している可能性が高い。場合によっては、当該資産についてすでに認識している減損損失を増減しなければならない。そのため、非継続事業に分類された際には、IAS 第 36 号「資産の減損」に準拠して、再度、非継続事業に属する資産の回収可能性を見積もり、減損損失の認識もしくは戻入れを必要がある<sup>15)</sup>。

### 3. 日本の規定との相違点

日本では、「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」のような規定は存在しない。同様の経済的実態が生じた場合の取り扱いを比較すると次のようになる。

#### (1) 固定資産の売却

企業が固定資産（非流動資産）について売却の意思決定をした場合、会計上の特段の扱いはない。ただし、固定資産の耐用年数使用後の除却については、売却等による処分見込額を「貯蔵品」等の流動資産に振り替えることがある（規則第 15 条第 10 号）。この点は、IFRS 第 5 号の規定と似ているが、IFRS 第 5 号が適用される例とはならない。なぜなら、廃棄予定の非流動資産（または処分グループ）を売却目的保有に分類することが禁止されているからである（par.13）。これは、耐用年数後の除却は帳簿価額が主として継続的使用により回収されるという点で売却保有目的の分類とは異なる（par.13）<sup>16)</sup>。

固定資産を売却した場合の損益は、原則として全て特別損益に計上される。IFRS 第 5 号に従えば、売却目的保有となった時点で、貸借対照表上の区分が

---

15) 非継続事業に属する資産の減損損失を戻し入れたケースとしては、HOYA の 2012 年決算期の「映像関連製品：デジタルカメラ」の例がある。

別となり、減価償却も中止される。売却損の場合であれば、売却前に減損損失が計上されるという点でも異なる。固定資産の売却が非継続事業の要件を満たす場合には、他の継続事業と明確に区別されるが、日本の場合には、基本的にはすべての固定資産の売却が同じ区分に表示される。

## (2) 遊休資産（遊休不動産）

財務諸表等規則第 22 条に規定する営業の用に供する資産には、将来営業の用に供する目的をもって所有する資産、例えば、遊休施設、未稼働設備等が含まれる。この場合、貸借対照表上の特段、別表示する必要はない。さらに、減価償却も継続し（ただし、減価償却費は営業外費用に表示（規則第 8 条の 30 第 1 項第 4 号））、IFRS 第 5 号のように減価償却の中止も行わない。

なお、IFRS 第 5 号では、一時的に使用しなくなった非流動資産を、廃棄されたかのように会計処理することを禁止している（par.14）。したがって、上記の遊休施設、未稼働設備等は、売却を目的としない限り、IFRS 第 5 号の適用範囲外となる。

## (3) 賃貸等不動産

賃貸等不動産には、財務諸表等規則第 33 条に規定する投資不動産、将来の使用が見込まれていない遊休不動産、その他賃貸の用に供されている不動産が含まれる。賃貸等他の用途に供している場合には、当該資産部分の用途に従い、有形固定資産及び投資その他の資産に区分する。賃貸等不動産は、時

---

16) ただし、廃棄予定の非流動資産（または処分グループ）が第 32 項(a)から(c)の非継続事業に分類されるための要件を満たしている場合は、「その使用が中止される日をもって」非継続事業として報告することとなる。通常の場合は、売却や廃止の意思決定から非継続事業として報告するため、複数期間となる可能性があるが、廃棄予定の非流動資産が非継続事業に分類された場合には、実際に廃棄が行われる期に分類されることとなる。

なお、このケースは、閉鎖や廃止事業に伴う資産の除去が対象となるため、通常の営業循環過程の中で耐用年数使用後に除却することは IFRS 第 5 号の対象とならない。

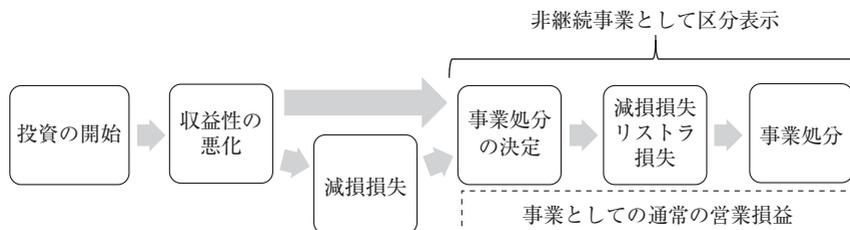
価情報が注記により開示される（「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」第8項）。ただし、減価償却は継続し（減価償却費は営業外費用に表示（規則第8条の30第1項第4号））、IFRS第5号のように減価償却の中止も行わない。

日本において、売却目的で保有する投資不動産について公正価値（時価）情報が開示されるという意味ではIFRS第5号と似た部分があるといえるが、IFRS第5号は、恒常的に売買を繰り返す資産の時価情報を開示するという趣旨ではなく、あくまで、営業循環過程から外れた資産の売却価値を開示することにあるため、その意味は大きく異なる。この点、IFRS第5号は、IAS第40号「投資不動産」は適用対象外としている（par.2.5）。

#### （4）事業の処分と他の特別損失の関係

まず、「固定資産の減損に係る会計基準」において、減損の兆候の例として、事業の廃止または再編成、早期の処分、用途の変更等が挙げられている（「固定資産の減損に係る会計基準注解」注2）。したがって、非継続事業に分類される実態が生じる場合、日本では減損損失が計上される可能性が高いと考えられる。事業の処分と特別損失の関係は、実務上、様々な状況が考えられるが、まずは以下の事業処分の流れを想定して検討する。

図表13 事業処分の流れ



日本基準に従えば、事業の処分を決定した場合であっても、実際に事業が処分されるまでは何も処理されないのがほとんどである。ただし、追加で減損損失が計上される場合や、リストラ引当金といった形で事前に処分に係る損失が引当計上される場合もある。しかし、損失に限定されるという点や、企業会計原則注解 18 の引当金の考え方にしたがって判断されるという点で問題があるといえる。

その後、事業が実際に処分される場合には、①事業整理損益が計上されるケースと、②構造改革損失などの名称でリストラ関連損失として計上されるケースなどが考えられる。ここで、①事業整理損益が計上される場合は、比較的、非継続事業の損益と近いものといえる。なぜなら、切り離される事業に関連する損益に限定されるからである。しかし、事業整理損益は特別損益であるがゆえに、切り離される事業の営業損益は引き続き営業利益に含められる。他方、②リストラ関連損失として計上される場合は、他の継続事業のリストラ関連損失と区別されないという問題がある。いずれも特別損益項目であるため、処分される事業の営業損益は区分されない。その他、事業廃止によって、その事業に紐付けられている資産除去債務、退職給付、各種の引当金など多くの見積り項目に影響を与える。また、偶発債務や新たな負債の認識など、多くの会計項目に影響を与える。これらの影響についても、他の継続事業に係る損益に含められて開示されることとなる。

#### (5) 子会社株式の売却

非継続事業の適用事例では、非継続事業への分類は、子会社株式の売却を通じて行われることが多い。子会社株式の売却を通じて事業を処分する場合、実務上、「関係会社株式整理損」などという名称で特別損失に計上される。しかし、「関係会社株式整理損」の内容は多岐にわたっており、子会社や関連会社を処分する際に発生するその他の損失が集約される傾向にある。例えば、

関係会社株式の売却損に加え、関係会社が保有していた棚卸資産の評価損や債権の売却損、固定資産の除却損や減損損失、従業員の解雇に伴う臨時的な給付、違約金、将来のリストラに対する引当金など、多くの関連する損失が集約されて計上される。このような多様性が許容される要因は、日本では「特別損益」に関する具体的な規定が存在していないことが挙げられる。「関係会社株式整理損」自体も、実務上の項目に過ぎない。他の一般的な費用項目とは異なり、形態別に分類された項目ではなく、機能的に分類した項目であるため、その内容については企業によって大きく異なる。さらに、利益に対するマイナス要因だけが切り離され、営業収益や営業費用はそのまま営業利益として表示される。

#### (6) 企業結合の支配概念との関係

事業を処分する際に、子会社株式の売却を通じて行う場合、企業結合を伴って売買目的保有や非継続事業に分類されるケースが多い。ここで、国際的な会計基準における企業結合では、「支配」概念が採用されている。IFRS 第10号「連結財務諸表」において「支配」概念が定義され、支配を喪失するまで親会社の子会社を連結することを要求している（IFRS10, par.5）。そして、支配喪失日に、その子会社のすべての資産及び負債について認識の中止が行われ、その旧子会社に対して保持している投資が認識される（IFRS10, par.25）。このように、支配の喪失は投資の性質を変える重大な経済的事象である。そのため、IFRS 第5号では、子会社に対する支配の喪失を伴う計画を確約していることは、売買目的保有への分類の契機となるべきであるとしている（BC24C）。したがって、子会社に対する支配の喪失を伴う売却計画が確約している企業は、売買目的保有の要件を満たす限り、当該子会社のすべての資産及び負債を売買目的保有に分類しなければならない（8A）。この場合、子会社の資産及び負債は公正価値で測定され、評価損の場合には減損損失が

計上される。その後、実際に譲渡された際には、売却（交換）損益が計上される。

日本の企業結合基準でも、国際的な会計基準と同様に「支配」概念が採用されている。しかし、非継続事業の分類は、子会社単位で行われることが多いものの、同時に「事業」単位でもある。この場合、「事業分離」に該当するため、例えば、子会社の事業を非継続事業に分類した場合、親会社は、子会社株式を譲渡することで支配を喪失するとともに、子会社の事業を分離譲渡し、対価を得る立場（株主）でもある。仮に、事業分離後も引き続き関連会社として持分を保有し続ける場合、日本の事業分離の会計基準では、子会社と関連会社とでは、その投資の性質は変わらないものとみて、移転した事業に関する投資が継続していると考え（事業分離基準第 98, 99, 126 項）。この場合、親会社の個別財務諸表上、移転損益は認識せず、親会社が受け取った分離先企業の株式（関連会社株式）の取得原価は、移転した事業に係る株主資本相当額に基づいて算定するため、交換損益は計上されない（事業分離基準第 20(1), 38 項, 企業結合適用指針第 272 項）。これは、日本が伝統的に重視している実現概念が関係している。つまり、損益が認識される局面では、引き続き実現概念及びそれと表裏一体となる投資の継続性に着目して判断されるのである。日本では、子会社であるか否かの判断に関しては支配概念を採用しているが、損益認識に関しては引き続き伝統的な実現概念が重視され、支配概念は優先されていない。このように、IFRS 第 5 号が求める売買目的保有及び非継続事業への分類が、子会社株式の引き渡しを通じた事業の場合、子会社に対する支配の喪失が契機となるものの、引き続き関連会社として関与し続ける場合には、日本の現行の会計基準全体との整合性が問題となる可能性がある。仮に、IFRS 第 5 号の規定を導入するとすると、改めて支配概念と損益認識に関する根本的な検討が必要となると考えられる。

### 第3節 IFRS 適用企業の非継続事業の事例分析

本節では、日本におけるIFRS適用企業の非継続事業の実際の事例を分析していく。以下において、金額的に大きいと考えられるケースや開示内容が豊富なケースとして、(1)HOYA、(2)日立製作所、(3)RAZAP、(4)Jトラスト、(5)味の素を取り上げる<sup>17)</sup>。

#### (1) HOYAの非継続事業

HOYAグループは継続事業・非継続事業の区分について、各戦略的事業単位(Strategic Business Unit; 以下、「SBU」)に基づいて判断している。そのため、SBU以上の事業を譲渡した場合は非継続事業に分類されるが、SBU以下の事業を譲渡した場合は、継続事業の損益及びキャッシュ・フローの中に

---

17) その他、主要な企業の非継続事業の損益については以下の通りである。

キリンホールディングスは、2017年5月31日にBrasil Kirin Holding S.A.(ブラジルキリン)の全株式をBavaria S.A.(Heineken International B.V.の子会社)に譲渡したことにより非継続事業の損益に分類している。また、医薬・バイオケミカル事業の連結子会社及び共同支配企業株式について、2017年12月期にそれぞれの株式の譲渡契約を締結したことに伴い、売却目的で保有する非流動資産及び直接関連する負債に分類している。しかし、両事業を非継続事業の損益に分類していない。このようなケースは他では見当たらなかった。

ソフトバンクグループは、2015年6月1日にガンホー株式をガンホーに譲渡し、ガンホーのゲーム事業を非継続事業の損益に分類した。これにより、ガンホーは、ソフトバンクグループの子会社から新たに持分法適用関連会社となった。また、2016年7月29日に、スーパーセルの全ての株式を売却し、スーパーセルを非継続事業として表示している。ソフトバンクは、他の企業の開示方法とは異なり、2つの非継続事業の損益の内訳を別々に開示している。

セイコーエプソンは、2010年4月1日に、中・小型液晶ディスプレイ事業に関する事業資産の一部をソニー及びソニーモバイルディスプレイに譲渡し、同年12月末をもって生産を終了した。その際に発生した液晶ディスプレイの価格カルテル嫌疑に関連する損益を非継続事業として分類している。また、光学事業についてHOYA株式会社に譲渡することで合意し、2013年2月1日に譲渡した。これにより、光学事業に関連して発生した損益について非継続事業として分類している。

ファミリーマートは、2018年10月のユニーの譲渡決定に伴い、2019年2月期第3四半期より、ユニー及びその子会社の事業を非継続事業に分類している。

含まれることとなる。HOYA は以下に示すように、2011 年 3 月期に① HDD 用ガラスメディア製造事業を非継続事業に分類し、2012 年 3 月期に② PENTAX イメージング・システム事業を非継続事業に分類している。

#### ① HDD 用ガラスメディア製造事業

2011 年連結会計年度において、HDD 用ガラスメディア製造事業及び関連資産を、HDD 製造会社である Western Digital Corporation に譲渡した。このため、同事業の前連結会計年度（2010 年 3 月期）及び当連結会計年度（2011 年 3 月期）の関連する損益及びキャッシュ・フローを非継続事業として分類している。

#### ② PENTAX イメージング・システム事業

2012 年 3 月期において、HOYA はデジタルカメラを中心とする PENTAX イメージング・システム事業を株式会社リコーに譲渡することで両者合意し、2011 年 7 月 1 日付で契約を締結し、同年 10 月 1 日付で同契約を実行した。そのため、同事業の前連結会計年度（2011 年 3 月期）及び当連結会計年度（2012 年 3 月期）の関連する損益及びキャッシュ・フローを非継続事業として分類している。

下の数値は HOYA の有価証券報告書から集計した各年度における非継続事業からの利益の内訳である。有価証券報告書は、当期と前期の比較情報が開示されるため、非継続事業に分類された期と前期の非継続事業からの利益が開示される。2011 年 3 月期（平成 23 年 3 月期）については、2 つの事業が非継続事業に分類された結果、有価証券報告書上の数値には 2 つの非継続事業の損益が混在していると考えられたため、必要な資料に基づいて各非継続事業の損益を推定して分割して掲記している。

2011 年 3 月期における「その他の収益」には、ガラスメディア製造事業及

図表 14 HOYA の非継続事業からの利益の内訳 (単位：百万円)

	2010年3月期		2011年3月期		2012年3月期		2013年3月期	
	(前年度比較情報を非継続事業に組替再表示)		メディア事業を非継続事業に分類		(前年度比較情報を非継続事業に組替再表示)		イメージング事業を非継続事業に分類	
	自平成21年4月1日 至平成22年3月31日	自平成22年4月1日 至平成23年3月31日	メディア事業	イメージング事業 (推定)	合計 (有報)	自平成23年4月1日 至平成24年3月31日	イメージング事業	自平成24年4月1日 至平成25年3月31日
非継続事業の損益	16,478	11,214	△214	△1,056	△1,270	△732	-	-
収益：								
売上収益	8	5	-	11	16	7	-	-
金融収益	378	10,586	-	380	10,966	5,592	-	-
その他の収益	16,864	21,805	-	40,154	61,959	21,866	-	-
収益合計								
費用：								
商品及び製品・仕掛品の増減	262	△214	△214	△1,056	△1,270	△732	-	-
原材料及び消耗品消費高	8,914	2,882	2,882	14,504	17,386	6,277	-	-
人件費	1,647	729	729	5,673	6,402	2,905	-	-
減価償却費及び償却費	2,782	925	925	1,250	2,175	333	-	-
外注加工費	-	-	-	1,778	1,778	705	-	-
広告宣伝費及び販売促進費	-	-	-	2,400	2,400	892	-	-
支払手数料	227	928	928	1,911	2,839	861	-	-
金融費用	-	-	-	51	51	16	-	-
その他の費用	1,990	6,393	6,393	13,090	19,483	6,099	-	-
費用合計	16,821	11,643	11,643	39,641	51,284	17,357	-	-
非継続事業からの税引前当期利益	1,043	10,162	10,162	513	10,675	4,509	-	-
法人所得税	82	228	228	425	653	1,619	-	-
非継続事業からの当期利益 (親会社の所有者に帰属)	961	9,873	9,873	149	10,022	2,890	-	-

(出所) HOYA 株式会社2010年～2013年3月期有価証券報告書を参考に作成

び関連資産を、HDD 製造会社である Western Digital Corporation に譲渡したことによる事業譲渡益 103 億 4 千 3 百万円が含まれている。

2012 年 3 月期における PENTAX イメージング・システム事業の「その他の収益」5,592 には、2009 年 3 月期に計上した減損損失について回収可能価額が回復したため減損損失の戻入 1,854 百万円が含まれている。また、2011 年 10 月 1 日にリコーに譲渡したことによる事業譲渡益 3,617 百万円が含まれている。譲渡利得の発生が回収可能価額の回復の契機となっている可能性がある。

## (2) 日立製作所の非継続事業

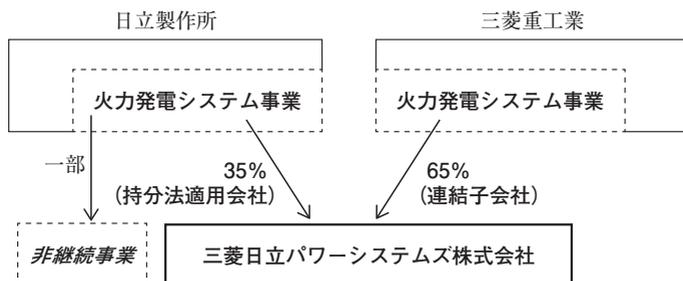
日立製作所は、2014 年 3 月期からデータが集計できた 2019 年 3 月期までの全ての期間に、負の非継続事業からの純利益を計上している。負の非継続事業からの純利益を計上することによって、継続事業からの純利益はその分増加するため、留意が必要となるケースといえる。

日立製作所と三菱重工業は、2014 年 2 月 1 日に両社の火力発電システムを主体とする事業を、三菱重工業の連結子会社である三菱日立パワーシステムズ株式会社に分社型吸収分割により承継させ、事業統合を行った。事業統合後のそれぞれの株式持分割合は、日立が 35%、三菱重工業が 65% となったため、日立の側では当該事業に関して支配の喪失を伴う事業の譲渡となる<sup>18)</sup>。

---

18) 日本基準に基づくと、事業譲渡により「持分適用会社」となる場合、事業に対する支配の喪失を伴うが、金融商品基準において子会社株式と関連会社株式を事実上の事業投資として同等に扱っていることとの関係から、対価として受け取る株式は、譲渡した資産及び負債（つまり、株主資本）の帳簿価額が引き継がれるため、当該事業分離取引からは損益は計上されない。しかし、日立製作所は 2014 年 3 月期まで米国基準、2015 年 3 月期以降 IFRS を採用しており、両基準に従えば、支配の喪失を伴う事業分離の場合、対価として受け取った株式は公正価値で評価される結果、関係会社株式の売却損益が計上されることとなる。事業分離実施年度において、三菱重工業との火力発電システム分野での事業統合に関連する利益 131,738 百万円が、有価証券売却等利益として計上されている。

図表15 日立製作所の火力発電システムの事業承継



なお、この事業統合は、産業競争力強化法の特定事業再編計画に対する支援の認定第一号となった案件である。今回の認定により、事業統合に伴う資本金の増加及び不動産の登記に係る登録免許税の軽減措置、並びに事業再編促進税制を受けることが可能となる。

ここで、日立製作所は、2015年3月期（第146期）から、三菱重工業との火力発電システム事業統合の際に三菱日立パワーシステムズへ承継せず、日立製作所及び連結子会社自身が運営主体となった火力発電システム事業の一部に関する損益を、米国会計基準ASC（Accounting Standards Codification）205-20「財務諸表の表示－非継続事業」に従って、非継続事業として区分掲記している<sup>19)</sup>。これに伴い、前期2014年3月期（第145期）を組替再表示している<sup>20)</sup>。この事業の一部とは「欧州などにある火力発電システム事業の一部」を指す。したがって、非継続事業に分類される企業の構成要素として、「一部の地域」に関する事業が単位となって非継続事業の損益が報告されて

19) 日立製作所は非継続事業の分類について米国会計基準を適用したが、概ねIFRSとコンバージェンスをしていることからここでは相違がないものと捉えている。

20) 日立製作所の事業セグメントには、情報・通信システム、社会・産業システム、電子装置・システム、建設機械などがある。そのうち、火力発電システム事業は、「社会・産業システム」に属し、その中の「火カ・原子カ・自然エネルギー発電システム」に属する。今回、非継続事業として分類したのは、火力発電システム事業の「一部」であるため、より小さい企業の構成要素が単位であるといえる。

いるケースといえる。その後、2015年5月14日に発表された「2015年中期経営計画の進捗状況について」において当該事業の一部に関して、「火力発電システム事業統合の際、日立に残した欧州などの一部プロジェクトが概ね収束する。」と発表している。しかし、当該非継続事業の損益は、毎期、継続的に「非継続事業からの利益」として開示されている。これは、欧州を中心に既に受注していた火力発電システムのプロジェクトについて、顧客への引き渡しは完了しているものの、当該プロジェクトの事務処理対応のための一般管理費の発生を見込んでおり、最終的な引き上げまでの間は非継続事業として開示されるためである。

このように、非継続事業の区分表示が毎期継続的に計上されるようなケースも存在している。なお、以下の数値は、日立製作所が有価証券報告書において非継続事業からの利益の内訳注記である。HOYAのケースとは異なり、詳細な損益の内訳は示されていない。

図表 16 日立製作所における非継続事業に係る損益の内訳の注記

	2018年3月31日	2019年3月31日
非継続事業に係る損益		
売上収益	1,077	△ 10,123
売上原価及び費用	△ 17,146	△ 1,658
非継続事業税引前当期損失	△ 16,069	△ 11,781
法人所得税費用	49	2,645
非継続事業当期損失	△ 16,020	△ 9,136

（出所）株式会社日立製作所 2019年3月期有価証券報告書より抜粋

### （3）RIZAPの非継続事業

RIZAPは、2018年3月期に1,189百万円、2019年3月期に△7,648百万円の非継続事業からの純利益を計上している。これは、2019年3月期に非継続事業に分類した結果、比較財務諸表である前期分についても組替再表示したため、2018年3月期に非継続事業からの純利益が計上されている。

RIZAP は、2019 年 3 月期に、子会社であるジャパングートウェイ及びタツミプランニングの各事業を非継続事業に分類している。ジャパングートウェイは、美容・ヘルスケアセグメントに属し、タツミプランニングについてはライフスタイルセグメントに属していた。本ケースの「企業の構成要素」は、報告セグメント事業の中にある「子会社」単位の事業であるといえる。

① ジャパングートウェイ

ジャパングートウェイは、ヘアケア・ボディケア・フェイシャルケア商品の企画販売を手がける会社である。2019 年 1 月、RIZAP は、業績不振に陥っていたジャパングートウェイの全株式を、美容・ヘルスケア関連の通販事業の拡大を目指していた株式会社萬楽庵に売却した。それにより、ジャパングートウェイは非継続事業に分類されることとなった。

② タツミプランニング

RIZAP の当社子会社であるライフスタイルセグメントに属する株式会社タツミプランニングの主たる事業である戸建住宅事業・リフォーム事業を、新設分割により新設会社に承継し、新設会社の全株式を高松建設株式会社に譲渡する契約を 2019 年 3 月 29 日に締結した（実質的には子会社株式の譲渡）。この株式の譲渡は、2020 年 3 月期に実施された<sup>21)</sup>。したがって、2019 年 3 月期時点で、この譲渡予定の事業に係る損益を非継続事業からの利益として区分表示するとともに、同事業（子会社）の資産及び負債は、RIZAP 連結貸借対照表に含まれていることから、同事業（子会社）の資産及び負債を

---

21) 翌第 1 四半期連結累計期間における非継続事業に分類された収益及び費用には、非継続事業に分類されたタツミプランニングの事業に係る収益及び費用、新設会社株式の譲渡に係る売却益、並びに 2019 年 3 月期連結会計年度に売却したジャパングートウェイ株式の株式譲渡契約に関連して発生した一時的な費用が計上されている。非継続事業に分類された収益及び費用には、多様な項目が計上されていることがわかる。

売却目的で保有する資産とそれに直接関連する負債として別表示する必要がある（IFRS No.5, par.5.8A）。ただし、売却目的保有の非流動資産の資産及び負債については、非継続事業の損益とは異なり、過去の期間の貸借対照表を再分類または修正再表示してはならない（par.40）。なお、注記における開示では特にこのような制約はないと考えられる。

以下の数値は、RIZAP の 2019 年 3 月期における「売却目的で保有する資産とそれに直接関連する負債」に関する注記である。参考までに、実際に売却が実施された翌 2020 年 3 月期の第 1 四半期における同注記についても掲記している。

図表 17 RIZAP における売買目的保有の内訳の注記

（単位：百万円）

	前年連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)	(参考) 翌第1四半期連結 会計期間 (2019年6月30日)
売却目的で保有する資産			
現金及び現金同等物	－	1,926	793
棚卸資産	－	3,759	2,977
未収法人所得税	－	114	86
有形固定資産	－	416	82
のれん	－	600	－
繰延税金資産	－	241	213
その他	－	949	397
合計	－	7,998	4,549
売却目的で保有する資産に 直接関連する負債			
営業債権及びその他の債務	－	2,760	1,205
有利子負債	－	4,029	1,425
引当金	－	133	4
その他	－	63	133
合計	－	6,986	2,763

（出所）RIZAP グループ株式会社 2019 年 3 月期有価証券報告書及び  
2020 年 3 月期第 1 四半期報告書を参考に作成

上記の売却目的で保有する資産について、2019年3月期に公正価値で測定した結果、減損損失1,646百万円（主な内訳は、のれん1,377百万円、棚卸資産219百万円）を認識しており、当該減損損失は、「非継続事業からの当期利益または当期損失」に含まれている。なお、当該資産及び負債のうち、分割した資産及び負債については翌第1四半期連結会計期間において売却を完了している。参考までに掲記した翌第1四半期連結会計期間における売却目的で保有する資産とそれに直接関連する負債には、2019年3月期において分類したタツミプランニングの主たる事業以外の事業、及び、前期に売却したジャパングートウェイ株式の株式譲渡契約に関連して発生した一時的な取引に係る資産及び負債が計上されている。なお、タツミプランニングの主たる事業以外の事業には、例えば、タツミプランニングのメガソーラー事業・不動産開発事業がある。同事業は引き続きRIZAPに残されているが、これらについて売却目的保有と判断していると考えられる。

次に、非継続事業の損益の開示に関して、以下の図表は、RIZAPの2019年3月期の有価証券報告書に記載されている非継続事業の損益の注記内容である。ただし、この非継続事業の損益には、ジャパングートウェイに係る部分も含まれている。HOYAのケースとは異なり、詳細な内訳などは開示されていない。ただし、非継続事業の費用の中には、減損損失が含まれることは他の注記内容から判明しているが、その他に重要な費用項目が含まれている可能性もある。

図表 18 RIZAP における非継続事業に係る損益の内訳の注記

	前連結会計年度 (自 2017 年 4 月 1 日 至 2018 年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (自 2018 年 4 月 1 日 至 2019 年 3 月 31 日)
非継続事業の損益		
収 益	14,174	8,696
費 用	12,584	16,460
非継続事業からの税引前 利益又は損失 (△)	1,590	△ 7,764
法人所得税費用	△ 400	115
非継続事業の当期利益又 は損失 (△)	1,189	△ 7,648

(出所) RIZAP グループ株式会社 2019 年 3 月期有価証券報告書より抜粋

#### (4) J トラスト

J トラストは、非継続事業からの利益として、2018 年 3 月期に△ 1,808 百万円、2019 年△ 2,787 百万円を計上している。

まず、連結子会社であるアドアーズ株式会社の全株式を、2018 年 3 月に株式会社ワイドレジャーに売却した。また、連結子会社（孫会社）であるハイライツ・エンタテインメント株式会社の全株式を、2018 年 10 月に株式会社サイ・パートナーズに売却した。これに伴い、総合エンターテインメント事業の中核を担っていた 2 社に関わる損益を、非継続事業として分類するとともに、当該非継続事業が継続事業から分離して表示している。

その他、従業員給付費用の一部が、非継続事業からの当期損失に含まれていることが、他の注記事項から明らかになっている。また、2019 年 3 月期における J トラストグループ全体の研究開発活動の金額は 93 百万円であり、当該研究開発活動は全て非継続事業に分類したハイライツ・エンタテインメント株式会社によるものである。その結果、J トラストの研究開発費は、非継続事業の損益に計上されることとなる。

さらに、非継続事業に分類した「総合エンターテインメント事業」に属す

図表 19 J トラストにおける非継続事業に係る損益の内訳の注記

	前連結会計年度 (自 2017 年 4 月 1 日 至 2018 年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (自 2018 年 4 月 1 日 至 2019 年 3 月 31 日)
非継続事業の損益		
収益 <sup>(注) 1, 2</sup>	13,841	4,697
費用 <sup>(注) 2</sup>	15,382	7,484
非継続事業からの税引前損失 (△)	△ 1,540	△ 2,786
法人所得税費用 (△) <sup>(注) 1</sup>	267	1
非継続事業からの当期損失 (△)	△ 1,808	△ 2,787

(注) 1. 2018 年 3 月期において、アドアーズを譲渡したことによる売却益 884 百万円が含まれている。これに係る法人所得税費用は 272 百万円である。

2. 当連結会計年度において、ハイライツ・エンタテインメントの全株式を譲渡したことによる売却益 3,954 百万円が含まれているほか、ハイライツ・エンタテインメント(株)に対して保有する貸付債権を譲渡したことによる譲渡損 3,954 百万円、株式及び債権の譲渡を決議したことによる棚卸資産評価損 2,062 百万円がそれぞれ含まれている。

(出所) J トラスト株式会社 2019 年 3 月期有価証券報告書より抜粋

る事業用資産（固定資産）について減損損失を計上している。当該事業用資産については、売買目的で保有する資産への変更時に行った回収可能価額の見積りの結果、帳簿価額を回収可能価額（処分コスト控除後の公正価値）まで減額し、減損損失とするとともに、非継続事業の損益に含めている。

#### (5) 味の素

味の素では、2016 年 3 月期 2,788 百万円、2018 年 3 月期 2,684 百万円、2019 年 3 月期 2,523 百万円が非継続事業からの純利益として計上されている。2016 年 3 月期の非継続事業からの利益 2,788 百万円は、①味の素製菓（医療事業）と、②日清味の素アリメントス（即席麺生産・販売事業）の損益である。2018 年 3 月期 2,684 百万円と 2019 年 3 月期 2,523 百万円の非継続事業からの純利益は、③味の素物流株式会社（物流事業）の損益である。

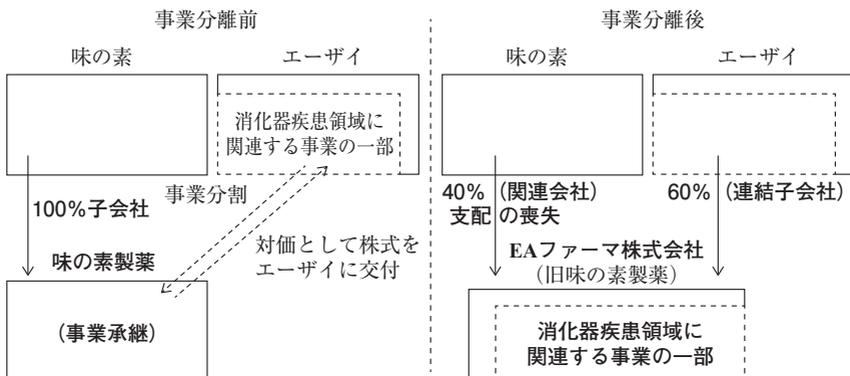
味の素は、2016 年 3 月期まで日本基準、2017 年 3 月期から IFRS を適用している。このことから、本来、2016 年 3 月期において非継続事業に分類され

る事象が発生しているが、IFRSを適用したのが2017年3月期であるため、2017年3月期の有価証券報告書内で2016年3月期（前期）をIFRSに組替再表示している。

### ① 味の素製薬（医薬事業）

味の素は、2015年10月15日に、エーザイの消化器疾患領域に関連する事業の一部を100%子会社である味の素製薬株式会社が吸収分割の方法により分割し承継することを決議し、2016年4月1日に吸収分割を実施した。親会社である味の素は、持分比率が40%となったため、味の素製薬の支配を喪失した。また、味の素製薬の社名もエーザイの支配の下、「EAファーマ株式会社」となった（下図参照）。これにより、IFRSを適用した2017年3月期の有価証券報告書において、その前期である2016年3月期における、味の素製薬の資産及び負債を「売却目的保有に分類される処分グループ」に分類し、味の素製薬及び味の素の医薬事業を非継続事業に分類した。なお、味の素製薬は、味の素の子会社から関連会社（EAファーマ）となり、持分法が適用されている。

図表20 味の素製薬の事業承継



② 日清味の素アリメントス（即席麺生産・販売事業）

味の素は、2015年8月27日に、日清食品株式会社との共同支配企業であるブラジルの即席麺生産・販売会社、日清味の素アリメントスの全持分を譲渡する契約を日清食品と締結し、2015年10月30日に全持分を譲渡した。これに伴い、IFRSを適用した2017年3月期の有価証券報告書において、2016年3月期における当該事業を非継続事業に分類している。

図表 21 味の素における非継続事業に係る損益の内訳の注記①

		(組替再表示)	IFRS 適用開始
非継続事業の損益		前連結会計年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)	当連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)
非継続事業の収益	経常的な収益	35,056	-
	非継続事業の処分利得	27,570	-
非継続事業の費用	経常的な費用	△ 51,562	-
非継続事業の税引前当期利益		11,064	-
税金費用	経常的な利益に掛かる税金費用	2,068	-
	非継続事業の処分利得に係る税金費用	△ 10,345	-
非継続事業の当期利益		2,788	-

(出所) 味の素株式会社 2016年3月期有価証券報告書を参考に作成

味の素では、継続事業と非継続事業との間の取引は、今後の継続事業にどのように影響するかを反映するため、すべて非継続事業の損益から相殺消去する方法を採用しており、上記の非継続事業の収益及び非継続事業の費用から控除した金額は2,600百万円あるとされる<sup>22)</sup>。

22) 公表する利益を基礎とする以上、実務上、継続事業と非継続事業との間の取引を相殺する方法が一般的である。しかし、非継続事業は当期のセグメント報告から除外され、また、将来的に譲渡されることがあるため、情報価値という視点で見ると、他の事業やセグメントとの依存関係を知ることも有用であると考えられる。このような相殺情報を明瞭に追記することは望ましいものと考えられる。この点、IFRS第5号では、財務諸表の利用者が非継続事業の財務上の影響を評価できるようにするため、相殺取引に関する追加的な情報を開示することを要求している (par.30)。

非継続事業に分類した医薬事業の製造設備について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、2,269 百万円の減損損失を認識している。注記の説明によれば、回収可能価額としては使用価値を用いている。他方で、味の素製薬の資産及び負債は、売却目的保有に分類される処分グループに分類しており、その部分に関しては、処分コスト控除後の公正価値を使用している<sup>23)</sup>。このように、非継続事業の分類される部分と、売却目的保有に分類される処分グループの扱いが完全に一致していない。本ケースの場合、減損会計の方針や設備の老朽化が原因<sup>24)</sup>など、実務上の理由があると考えられるが、支配を喪失した味の素製薬への投資は引き続き 40% の持分を保持して持分法が適用される。したがって、味の素における医療事業への事業投資は継続しているともいえるため、非継続事業に分類された当該医療設備の回収可能価額について使用価値を採用すること自体は問題がないともいえる<sup>25)</sup>。

また、非継続事業の費用の内訳のうち「経常的な費用」の中に、医薬事業構造改革費用 11,784 百万円が含まれている。その中身は、輸液・透析事業を行う持分法適用会社の持分譲渡にかかわる関係会社株式売却損 4,945 百万円、複数社に対する契約解消金等 6,839 百万とされる。このように、非継続事業の費用の中には、事業構造改革に関連する損失も含まれることがわかる。

---

23) 味の素の説明によれば、当該医療設備の将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、回収可能価額は零として評価している。

24) 2016 年 3 月期の有価証券報告書によれば、医薬事業構造改革費用に含められる減損損失の要因として「設備の老朽化」と説明されている。

25) このような考え方は、日本の金融商品基準における立場と整合的である。すなわち、子会社も関連会社も実質的な事業投資という意味では同じであるという立場である。しかし、国際的な会計基準の考え方に立った場合、非継続事業に分類する事業の資産を使用価値で評価することが理論的であるかどうかは検討が必要である。

図表22 味の素の医療事業と非継続事業に分類された範囲



③ 味の素物流株式会社 (物流事業)

味の素は、2018年4月26日に、他の大手企業と共に物流事業を統合する物流会社の発足に関する契約を締結し、子会社である味の素物流の支配が喪失することが確実になったため、2019年3月期より、味の素物流の資産及び負債を売却目的に分類される処分グループに分類し、物流事業を非継続事業に分類している。開示されている非継続事業からの損益の内訳は以下の通りとなり、継続事業との取引に関する情報以外は追加的な情報はない。

図表 23 味の素における非継続事業に係る損益の内訳の注記②

	前連結会計年度 (自 2017 年 4 月 1 日 至 2018 年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (自 2018 年 4 月 1 日 至 2019 年 3 月 31 日)
非継続事業の収益	37,013	34,195
非継続事業の費用	△ 33,004	△ 31,767
非継続事業の税引前当期利益	4,009	2,427
法人所得税	△ 1,324	96
非継続事業の当期利益	2,684	2,523

(出所) 味の素株式会社 2019 年 3 月期有価証券報告書より抜粋

## 第 4 節 IFRS 適用企業の「非継続事業からの利益」のデータ分析

### 1. IFRS 適用企業の「非継続事業からの利益」の計上データ

本節では、日本における IFRS 適用企業の全ての「非継続事業からの利益」に関するデータを分析する。本分析におけるサンプルは、日経経済新聞デジタルメディアの「NEEDS-FinancialQUEST」より入手している。サンプル選択の基準は、① IFRS 適用企業であること、② 2009 年から 2019 年までの会計期間であること、ただし、③ 証券業であるマネックスグループはサンプルから除外し、④ 異常値と考えられる窪田製薬ホールディングス、ソレイジア・ファーマのサンプルを除外した。その結果、分析サンプルは 855 企業・年となり、そのうち、非継続事業からの利益を計上しているサンプルは 73 企業・年であった。IFRS 適用企業のデータの 10%ほど非継続事業からの利益が計上されていることとなる<sup>26)</sup>。なお、非継続事業からの利益が負であれば、非計上と比較してその分だけ継続事業からの利益が大きく算定されるが、データからわかるように非継続事業からの利益の平均値は正であるため、継続事業からの利益に対して不利な影響の方が全体として多いことになる。

26) Barua et al. 2010 によれば、米国における非継続事業の報告割合は、SFAS 第 144 号導入前は 7.7%、SFAS 第 144 号導入後は 16.05%であるとされる。

図表 24 分析サンプルの基本統計量

	平均値	標準偏差	最小値	最大値
全サンプル (855)				
親会社に帰属する当期純利益(百万円)	71,073	145,436	- 273,607	1,426,308
親会社に帰属する当期純利益/売上高	6.79%	10.00%	- 85.94%	73.76%
非計上サンプル (782)				
親会社に帰属する当期純利益(百万円)	67,073	136,726	- 273,607	1,411,199
親会社に帰属する当期純利益/売上高	6.80%	9.95%	- 85.94%	73.76%
非継続事業利益計上サンプル (73)				
継続事業からの利益(百万円)	123,762	211,711	- 33,888	919,631
非継続事業からの利益(百万円)	22,187	98,425	- 73,869	554,799
親会社に帰属する当期純利益(百万円)	113,928	214,640	- 36,107	1,426,308
継続事業からの利益/売上高	6.01%	9.94%	- 45.22%	34.04%
非継続事業からの利益/売上高	1.28%	5.32%	- 8.72%	29.95%
親会社に帰属する当期純利益/売上高	6.64%	10.63%	- 48.18%	35.04%
正の非継続事業利益 (39)				
継続事業からの利益/売上高	6.85%	9.08%	- 19.37%	32.41%
非継続事業からの利益/売上高	3.52%	6.28%	0.04%	29.95%
親会社に帰属する当期純利益/売上高	9.35%	9.04%	- 2.69%	35.04%
負の非継続事業利益 (34)				
継続事業からの利益/売上高	5.04%	10.90%	- 45.22%	34.04%
非継続事業からの利益/売上高	- 1.30%	1.89%	- 8.72%	0.00%
親会社に帰属する当期純利益/売上高	3.52%	11.57%	- 48.18%	33.49%

## 2. 非継続事業利益計上企業と非計上企業の比較

### (1) 分析の目的

非継続事業は、売却譲渡もしくは廃止される事業であるため、基本的には「不採算事業」であることが想定される。したがって、非継続事業利益は負であることが予想される。しかし、実際のデータからは正の非継続事業利益と負の非継続事業利益が同じ程度で計上され、正の継続事業利益の方が平均的には大きいことがわかる。正の非継続事業利益は、「子会社株式売却益の計上」や、「正の非継続事業の営業利益」によってもたらされる。したがって、非継続事業は、必ずしも不採算事業とは限らないといえる。これは、事業の

選択と集中が背景にあると考えられる。たとえ好調な事業であったとしても、コア事業の変革や本業との関わりが薄いなどの理由で事業を再編することがある。非継続事業の区分は、不採算事業のリストラ行動だけではなく、そのような合理的な経営行動も反映している。

そこで、非継続事業の正負の符号の違いが経営実態の違いを反映していると予想し、①非継続事業利益を一度も計上していない企業、②正の非継続事業利益のみを計上している企業、③負の非継続事業利益を多く計上している企業（一部、正の非継続事業利益も含まれる）の3つの企業群にサンプルを分類し、それぞれについて、当期純利益および営業キャッシュ・フローの業績面で平均値に差があるかどうかを分析する。

## (2) 基本統計量

以下の図表は、①非継続事業利益を一度も計上していない企業、②正の非継続事業利益のみを計上している企業、③負の非継続事業利益を多く計上している企業の3つの企業グループの継続事業利益、非継続事業利益、当期純利益に関する平均値、標準偏差、最小値、最大値を示したものである<sup>27)</sup>。なお、①非継続事業利益を一度も計上していない企業は、継続事業利益を独立して開示していないため、便宜的に当期純利益と同じとしている。

まず、②正の非継続事業グループは、他のグループと比較して非継続事業利益、当期純利益、営業キャッシュ・フローについて平均値が著しく高いことがわかる。したがって、業績面で余裕のある企業ほど、さらなる効率性や選択と集中を進めている可能性がある（またはその逆）。他方、③負の非継続事業グループは、ネガティブな影響を与える事業を抱えながらも、業績面では①非計上企業と大きく異ならず、営業キャッシュ・フローだけでみれば負

---

27) ③負の非継続事業利益グループは、すべての非継続事業からの利益が負であるわけではなく、少額の正の非継続事業からの利益が計上される企業も含んでいる。

図表 25 非継続事業利益計上企業と非計上企業の基本統計量

(売上高で基準化)	平均値	標準偏差	最小値	最大値
①非計上企業 (719 サンプル)				
継続事業利益	0.070	0.097	- 0.657	0.738
非継続事業利益	-	-	-	-
当期純利益	0.070	0.097	- 0.657	0.738
営業キャッシュフロー	0.095	0.142	- 1.196	1.516
②正の非継続事業利益企業 (55 サンプル)				
継続事業利益	0.096	0.076	- 0.046	0.301
非継続事業利益	0.016	0.041	0.000	0.192
当期純利益	0.107	0.072	- 0.025	0.308
営業キャッシュフロー	0.157	0.090	- 0.179	0.335
③負の非継続事業利益企業 (81 サンプル)				
継続事業利益	0.062	0.096	- 0.452	0.340
非継続事業利益	0.001	0.037	- 0.087	0.300
当期純利益	0.064	0.106	- 0.489	0.347
営業キャッシュフロー	0.108	0.134	- 0.187	0.890
全サンプル (855 サンプル)				
継続事業利益	0.071	0.096	- 0.657	0.738
非継続事業利益	0.001	0.016	- 0.087	0.300
当期純利益	0.072	0.097	- 0.657	0.738
営業キャッシュフロー	0.101	0.139	- 1.196	1.516

の非継続事業グループの方が高い。したがって、不採算事業を積極的に解消するというリストラ行動が反映されている可能性がある。

### (3) 平均値の差の検定 (t 検定)

t 検定による比較は、2 標本が基本となるため、3つのグループの差を比較するために、それぞれの組み合わせに対して3回 t 検定を繰り返すこととなる。そこで、具体的にどの組み合わせにおいて差があるのかを確認するために、5%の有意水準である p 値 0.05 を3で除して判定する Bonferroni t-test によってそれぞれの平均値の差を分析した。

図表 26 非継続事業利益計上企業と非計上企業の比較 (t 検定)

①非計上企業：②正の非継続事業企業		①非計上企業：③負の非継続事業企業		②正の非継続事業企業： ③負の非継続事業企業	
当期純利益	平均値 有意判定	当期純利益	平均値 有意判定	当期純利益	平均値 有意判定
①非計上企業	0.070	①非計上企業	0.070	②正の非継続事業企業	0.107
②正の非継続事業企業	0.107	③負の非継続事業企業	0.064	③負の非継続事業企業	0.064
p 値	0.001 ***	p 値	0.647	p 値	0.006 ***
継続事業利益		継続事業利益		継続事業利益	
①非計上企業	0.070	①非計上企業	0.070	②正の非継続事業企業	0.096
②正の非継続事業企業	0.096	③負の非継続事業企業	0.062	③負の非継続事業企業	0.062
p 値	0.018 **	p 値	0.503	p 値	0.024 **
営業キャッシュフロー		営業キャッシュフロー		営業キャッシュフロー	
①非計上企業	0.095	①非計上企業	0.095	②正の非継続事業企業	0.157
②正の非継続事業企業	0.157	③負の非継続事業企業	0.108	③負の非継続事業企業	0.108
p 値	0.000 ***	p 値	0.415	p 値	0.012 **

備考：表中の\*\*\*, \*\*, \*はそれぞれ統計的に1%, 5%, 10%水準で有意であることを示している。

分析の結果、②正の非継続事業グループは、他のグループと比較して非継続事業利益、当期純利益、営業キャッシュ・フローの平均値が他のグループと比較して有意に差があることがわかった。正の非継続事業利益を積極的に計上することは、計上しない場合と比較して継続事業からの利益が小さく算定されることを踏まえると、業績面で非常に有利な状況にある企業ほど正の非継続事業利益を計上しているといえる。したがって、正の非継続事業利益は企業の効率的な経営行動を評価する上でも重要な情報となる可能性がある。

他方、①非継続事業利益を一度も計上していない企業と、③負の非継続事業利益を多く計上している企業とでは、有意な差は確認されなかった。もちろん、負の非継続事業利益を多く計上することは、継続事業からの利益を多く算定することになるため、「利益マネジメント」によって非計上企業と差が生じなかったともいえる。しかし、負の非継続事業利益が反映される最終利益の当期純利益についても差が確認されず、営業キャッシュ・フローについても非計上企業よりも有意に差がなかったため、不採算事業を積極的に切り離すリストラ行動の効果が反映されている可能性がある。

## 第5節 まとめと実務上の課題

本論の目的は、日本において将来的にIFRS第5号が全面的に導入されることを想定して、現行の会計基準と比較をしながら、事例及びデータ分析を通じて実務上の課題を明らかにしていくことである。

まず、日本基準には存在しないIFRS第5号の独特の規定を概観し、全体像の理解やその解釈などを明らかにした。そして、現行の日本基準との比較も行い、その結果、次の点については制度上の問題となることが判明した。それは、現行の企業結合基準や事業分離基準との整合性である。事例では、子会社を売買目的保有資産への振り替えるケースが多く、「支配の喪失」が

その契機となっている。しかし、子会社が関連会社として引き続き持分法が適用される場合、投資の継続性が認められるため、IFRS 第 5 号の規定は、現行の日本基準と矛盾する可能性がある。日本の概念フレームワークでは、「内的整合性」を重視しているため、将来的に日本において IFRS 第 5 号を導入する場合には、他の会計基準との整合性を考慮する必要がある。

また、IFRS 解釈指針委員会では、IFRS 第 5 号に関する実務上の実際の適用や解釈に問題があることが議論されており、継続事業と非継続事業の間でのグループ内取引の表示方法や、非継続事業の現行の定義の見直し、非継続事業を表示する際の「主要な事業分野」の定義の適用方法などが挙げられている（ASBJ 2015）。本論で取り上げていない事例も含めて、日本の IFRS 適用企業における非継続事業の損益の内訳や補足情報の開示については、企業ごとに異なっており、ばらつきが見られる。内訳について詳細な内容を開示しているケースは少なく、非継続事業の損益の中身については、経営者と投資家の間に情報の非対称性が生じている可能性がある。非継続事業の損益には、臨時異常な損益であるがゆえ、日本基準でいう「特別損益」が多く含まれる。しかし、その内訳は開示されない限り外部から知ることはできない。このような非継続事業に対する非対称性が生じる要因として次のようなことが考えられる。

まず、非継続事業に分類される「企業の構成要素」の具体的なガイダンスが示されておらず、基本的には「管理会計上の区分」が基づいて判断することになると考えられる。そのため、経営者の意思決定が反映される内部情報としての性質が強く、裁量性が高くなる可能性がある。さらに、使用目的の非流動資産を途中で処分したり、事業を非継続事業に分類するのは、本来、後ろ向きなダウンサイジングであるため、開示について消極的になりやすいと考えられる。

また、非継続事業として開示することが避けられない場合、経営者が非継

続事業の利益を操作する可能性もある。最終利益は変わらないが、非継続事業に通常の営業費用を割り当てることができれば、その分だけ継続事業の利益を増加させることができる。例えば継続事業と非継続事業の間の共通費の配分に関して裁量を働かせるなどによって、処分される事業の業績をより一層悪化させ、継続事業の利益を増加させることも可能となる。特に、非継続事業の損益が負である場合には、過大な損失計上を意味するピック・バスと同じ効果をもたらす。このような分類操作による利益マネジメントが可能である限り、詳細な内訳を開示するインセンティブは働かないかもしれない。

さらに、監査や規制当局が処分される事業に注意を払わない可能性も否定できない。特に、非継続事業への分類は、基本的には最終利益に影響がない表示区分上の問題である。表示上の操作は、最終利益を操作する場合と比較して監査や規制当局による精査の対象となる可能性が低いことがわかっている (Nelson et al. 2002)。このことも、非継続事業の損益に関する情報の非対称性が解消されない要因の一つであると考えられる。

その他の実務上の課題として、非継続事業の範囲とタイミングの問題がある。まず、範囲については、IFRS 第5号は「企業の構成要素」という抽象的な概念を用いている。この問題についてはIASBにおいて継続的に検討されているものの、未だ解決に至っていない。米国では、非継続事業の分類要件を変更する度に、非継続事業の報告の頻度が大きく変化してきたという経緯がある。非継続事業への分類は、内部情報を基礎としているため、外部からその妥当性を判断することが難しい。実際の事例を分析しても、企業の実情によって異なることも多く、また、複雑なスキームが組み込まれているため、範囲の決定には多くの裁量部分があると言わざるを得ない。実際に、非継続事業からの利益が每期継続的に計上されるケースも存在していた。

最後に、実務上の課題としてタイミングの問題も考えられる。売買目的保有の決定や、非継続事業への分類は、経営者による決定に依存する。会計基

準上は、「売却の可能性が非常に高い」ことを要求している（par.6）が、裁量性がある限り適時性に関する問題は付きものとなる。どの時点で処分が決定していたのかという点は外部からは判断できないため、売買目的保有や非継続事業に分類されるための「閾値」について、会計基準設定機関も注意を向けていく必要がある。

その一方で、非継続事業利益を計上する企業の特徴もデータ分析によって明らかとなった。興味深いのは、正の継続事業利益の計上が多いという点である。この企業グループは、他のグループと比較して著しく業績が良いことが判明した。したがって、効率的な経営行動を代理する指標として財務諸表利用者が意思決定をする際に役立つ情報となり得る。他方で、負の継続事業利益を計上する企業も、継続事業利益を一度も計上していない企業と差がないことが判明した。負の非継続事業利益も、不採算事業を積極的に再編するという意味でリストラ行動を評価する上で役立つ情報となり得る。

非流動資産の売却や事業の処分などは、日本においても頻繁に起こる事象であり、国際的な会計基準に特有の事象ではない。実際の IFRS 第 5 号の適用状況を見ると、内部管理上の情報を基礎としているため各企業の実情が反映され、裁量性の高さが一つの課題でもあり、しかし、そうであるがゆえにこの区分表示の情報価値の高さを物語っているといえる。

昨今の活発な事業再編の動きを踏まえると、日本の実務の蓄積が少ない中でも国際的な議論に積極的に関与していくことが求められる。本論における検討が、国際的な会計基準に対する考察が深まり、日本における IFRS の実務の一助となることを期待する。

## 参考文献

Accounting Principles Board (1973), Reporting the Results of Operations-Reporting the Effects of Disposal of a Segment of A Business, and Extraordinary, Unusual and Infrequently

- Occurring Events and Transactions. Opinion No. 30. American Institute of Certified Public Accountants.
- Accounting Research Bulletins (1959), Consolidated Financial Statements. No. 51, American Institute of Accountants.
- Accounting Standards Board of Japan (2009) 「財務諸表の表示に関する論点の整理」  
—— (2015) 第324回企業会計基準委員会「審議事項(5)-1」2015年11月20日  
—— (2019) 『IFRS®基準〈注釈付き〉』企業会計基準委員会(監修, 翻訳), 公益財団法人財務会計基準機構(監修, 翻訳), IFRS財団(編集), 中央経済社
- Barua, A., S. Lin, and A. Sbaraglia (2010), Earnings management using discontinued. *The Accounting Review* 85(5), 1485-1509.
- Financial Accounting Standards Board (2001), SFAS No. 144, Accounting for the Impairment or Disposal of Long-Lived Assets. FASB.
- Nelson, M., J. Elliott, and R. Tarpley (2002), Evidence from auditors about managers' and auditors' earnings management decisions. *The Accounting Review* 77 (Supplement): 175-202.
- IFRS Interpretations Committee 2016, IFRIC Update, January 2016.
- International Accounting Standards Board (2004), IFRS No.5, Non-Current Assets Held for Sale and Discontinued Operations. IASB.
- International Accounting Standards Board (2008), IAS No.36, Impairment of Assets, IASB.